毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

告　示
○皆伐面積の限度（六八五・森林整備課）……1

告　示

秋田県告示第六百八十五号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十五年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項（同法第四十四条において準用する場合を含む。）の許可をすべき皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）を次のとおり公表する。

平成十五年九月一日

秋田県知事　寺　田　典　城

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）		所在市町村
	水源かん養保安林（ヘクタール）	土砂流出防備保安林（ヘクタール）	
米代川上流	七八四・五六	七二・七六	鹿角市、小坂町
米代川中流	四四六・一四	二〇二・九九	大館市、鷹巣町、比内町、田代町
阿仁川	五一八・六三	八四・三四	森吉町、阿仁町、合川町、上小阿仁村
米代川下流	二一二・四一	八五・八九	能代市、二ツ井町、藤里町
水沢川	二四〇・一三	八三・九四	八森町、峰浜村
三種川	—	三〇・九六	琴丘町、山本町
馬場目川	五一・七〇	六・五六	五城目町、昭和町
男鹿地区	四・八四	七・一〇	男鹿市
太平川	一五一・四二	五・〇二	秋田市
雄物川下流	七六・六六	六三・二八	河辺町、雄和町、神岡町、西仙北町、協和町、南外村
玉川	五二六・〇九	六九・八八	角館町、田沢湖町、西木村
川口川	二五八・五四	二九・六八	大曲市、六郷町、中仙町、太田町、千畑町、仙南村
平鹿地区	四二六・二一	五六・四六	横手市、平鹿町、大森町、雄物川町、山内村
皆瀬川	四六〇・五一	一六六・一二	増田町、稲川町、東成瀬村、皆瀬村
雄物川上流	五九一・七二	一一五・三六	湯沢市、雄勝町、羽後町
子吉川下流	一三三・八五	四一・二七	本荘市、岩城町、由利町、大内町、東由利町
子吉川上流	四四一・八八	八八・三九	矢島町、鳥海町、羽後町

白雪川	一七八・九一	仁賀保町、象潟町、西目町	
同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度たる面積（残存許容限度）（ヘクタール）	所在市町村	
峰浜飛砂防備保安林	九・二六	峰浜村	
能代〃	一七・六二	能代市	
八竜〃	〇・四〇	八竜町	
男鹿〃	一・二六	男鹿市	
若美〃	〇・六六	若美町	
天王・秋田北〃	一・〇八	秋田市、天王町	
秋田南〃	二三・五一	秋田市	
本荘・西目〃	六・八八	本荘市、西目町	
金浦〃	〇・一二	金浦町	
八森防風保安林	〇・五八	八森町	
峰浜〃	〇・三八	峰浜村	
八竜〃	〇・二四	八竜町	
男鹿〃	一二・四〇	男鹿市	

若美防風保安林	〇・〇二	若美町	
秋田南〃	〇・六二	秋田市	
米代川上流干害防備保安林	〇・四一	鹿角市	
米代川中流〃	一八・四二	大館市、鷹巣町、比内町、田代町	
阿仁川〃	一・八二	阿仁町、合川町	
米代川下流〃	〇・九六	藤里町	
三種川〃	三二・四〇	琴丘町、山本町	
馬場目川〃	四・三四	昭和町	
男鹿地区〃	一・二〇	男鹿市	
太平川〃	一・〇〇	秋田市	
雄物川下流〃	七・二〇	河辺町、雄和町、協和町	
玉川〃	四・七四	田沢湖町	
川口川〃	三・二六	大曲市、中仙町、千畑町	
平鹿地区〃	一・一二	横手市、山内村	
皆瀬川〃	七・〇〇	東成瀬村、皆瀬村	

雄物川上流干害防備保安林	三・五八	湯沢市、雄勝町
子吉川下流　〃	一一・九六	本荘市、大内町
子吉川上流　〃	二・三四	鳥海町
白雪川　〃	二・九四	仁賀保町、象潟町
秋田保健保安林	七・六四	秋田市
河辺　〃	〇・六二	河辺町
角館　〃	〇・六四	角館町
田沢湖　〃	二・五八	田沢湖町
皆瀬　〃	〇・二八	皆瀬村
本荘　〃	〇・二〇	本荘市

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千五百円

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp
印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

R100
古紙配合率100%